**くらしの情報**

**今月の取り組み**

■消費者月間（5月）

テーマ「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者のくらし～」

■春の交通安全県民総ぐるみ運動（5月11日（木曜日）～20日（土曜日））

■民生委員・児童委員の日（5月12日（金曜日））

**令和4年7月大雨災害義援金を配分しました**

　令和4年7月大雨災害義援金として、市内外の団体や個人の皆さんから46件、5,933,649円の義援金が本市へ寄せられました。

　この義援金は、「大崎市災害義援金配分委員会」で配分基準などを決定し、県から配分された災害義援金と合わせて被災者へ次のとおり支給しました。

■大崎市災害義援金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 件数 | 単価 | 支給額 |
| 大規模半壊 | 2 | 25,000円 | 50,000円 |
| 中規模半壊、半壊 | 174 | 25,000円 | 4,350,000円 |
| 一部損壊（準半壊） | 1 | 5,000円 | 5,000円 |
| 一部損壊（10％未満） | 620 | 2,500円 | 1,550,000円 |
| 合計 | 797 |  | 5,955,000円 |

■宮城県災害義援金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 件数 | 単価 | 支給額 |
| 大規模半壊 | 2 | 221,170円 | 442，340円 |
| 中規模半壊、半壊 | 174 | 221,170円 | 4,350,000円 |
| 一部損壊（準半壊） | 1 | 44,234円 | 5,000円 |
| 一部損壊（10％未満） | 620 | 22,117円 | 1,550,000円 |
| 合計 | 797 |  | 5,955,000円 |

問い合わせ 社会福祉課地域共生社会担当　電話23-6012

**市民課の日曜窓口を休止します**

　　市役所新庁舎への移転準備のため、5月7日（日曜日）の日曜窓口は休止します。

　マイナンバーカードを持っている人は、コンビニエンスストアで住民票・印鑑証明・税証明の取得が可能です。

※戸籍関係の証明書については、平日の窓口開庁時間（8時30分～17時15分）でのみ発行のため、コンビニエンスストアでの取得はできませんので、注意してください。

問い合わせ 市民課証明担当 電話23-6079

**大規模小売店舗立地法に基づく縦覧を行います**

　ケーズデンキ大崎古川本店の変更届の提出に伴い、縦覧を行います。

期間　7月24日（月曜日）まで　8時30分～17時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）

場所　産業商工課（5月2日（火曜日）までは東庁舎2階、5月8日（月曜日）からは新庁舎３階）

届出内容　大規模小売店舗の名称および所在地大規模小売店舗を設置する人の氏名（名称）および住所、法人の場合は代表者の氏名大規模小売店舗において小売業を行う人の氏名（名称）および住所、法人の場合は代表者の氏名

問い合わせ 産業商工課商業振興担当 電話23-7091

**市内の中小企業者・小規模企業者を支援します**

　市内の中小企業・小規模企業の事業拡大を支援します。

中小企業者・小規模企業者施設改修・設備投資促進補助金

対象　市税などの滞納がなく、古川商工会議所・大崎商工会・玉造商工会のいずれかの会員で、市内で10年以上営業実績のある中小企業および小規模企業者

補助額　補助対象経費の2分の1以内（上限額70万円）

中小企業者・小規模企業者持続化事業補助金（販路拡大・DX支援補助）

対象　市税などの滞納がなく、古川商工会議所・大崎商工会・玉造商工会から推薦を受けた中小企業者および小規模企業者

補助額　補助対象経費の2分の1以内（上限20万円）

中小企業者・小規模企業者持続化事業補助金（新製品新技術開発補助・中小企業製造業者）

対象　市税などの滞納がなく、古川商工会議所・大崎商工会・玉造商工会、またはNPO法人未来産業創造おおさきから推薦を受けた中小企業者および小規模企業者

補助額　補助対象経費の2分の1以内（上限50万円）

■①～③共通事項

募集期間　6月1日（木曜日）～7月31日（月曜日）（予算に達した時点で受け付け終了）

相談・申込先　：古川商工会議所（電話24-0055）、大崎商工会（電話52-2272）、玉造商工会（電話72-0027）：産業商工課（電話23-7091）

問い合わせ 産業商工課商業振興担当　電話23-7091

**クールビズを実施しています**

　クールビズは、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を減らすことを目的に実施する、さまざまな工夫のことをいいます。

　期間中の冷房時の室温は28度を目安とし、市職員は快適に過ごせる服装で従事します。

期間　5月1日（月曜日）～9月30日（土曜日）

実施内容　冷房は目安として7月～9月の限定的な使用職員の軽装化（ノーネクタイ・ノー上着・ポロシャツなどの着用）を奨励つる性の植物でグリーンカーテンをつくり、室内への直射日光を遮る工夫の実施

問い合わせ 環境保全課環境保全担当 電話23-6074

**国民年金の届け出は忘れずに行いましょう**

　国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入し、保険料を納める必要があります。

　次に該当する場合は、届け出が必要です。届け出をしなかった場合は、年金額が少なくなる場合や受け取れない場合がありますので、必ず届け出をしましょう。

届け出が必要な場合　退職したとき（厚生年金加入者でなくなったとき）会社員や公務員などの配偶者の扶養から外れたとき（配偶者が退職する場合や配偶者の65歳到達時を含む）

届出先　保険年金課または各総合支所市民福祉課

持ち物　マイナンバーが分かるもの、資格喪失証明書、本人確認書類（運転免許証など）

問い合わせ 保険年金課年金担当 電話23-6051

　 　　　　各総合支所市民福祉課

**産前産後期間は国民年金保険料が免除されます**

　国民年金第1号被保険者が出産をした際、産前産後期間は保険料の納付が免除されますが、納付したものとして、将来の年金額に反映されます。

　出産予定日の6カ月前から届け出が可能です。保険年金課、各総合支所市民福祉課、古川年金事務所のいずれかで届け出をしてください。

※出産は、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいい、死産、流産、早産も含みます。

※厚生年金に加入している配偶者の扶養になっている人は対象外です。

対象　国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人

持ち物　母子健康手帳、本人確認書類（運転免許証など）

問い合わせ 古川年金事務所 電話23-1200

　 　　　　保険年金課年金担当 電話23-6051

　 　　　　各総合支所市民福祉課

**鉛製給水管の取り換え工事費を補助します**

　市では、鉛製給水管の解消を図るため、ポリエチレン製などの給水管への取り替え工事に対し、一定の要件を満たす場合、補助金を交付します。

　詳しい内容については、問い合わせください。

対象　鉛製給水管を使用している個人宅で、配水管から水道メーターを過ぎた自宅側1メートルまでの範囲の取り換え工事（鋼管は対象外）

申込　経営管理課で配布、または市ウェブサイトからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出

問い合わせ 経営管理課給排水担当 電話24-1112

**軽自動車税の口座振替納付済通知書を発送します**

　軽自動車税を口座振替で納付した人へ、6月13日（火曜日）に「口座振替納付済通知（兼車検用納税証明）」を発送します。

　口座振替で納付した人で、5月31日（水曜日）から通知が到着するまでの間に車検用納税証明が必要な人は、市民課または各総合支所市民福祉課に来庁してください。

持ち物　車検証（写しでも可）、納付済みが確認できる本人の控えや記帳後の通帳

問い合わせ 納税課収納担当 電話23-5148

**自動車税種別割は早めに納付しましょう**

　今年度の納期限は、5月31日（水曜日）です。忘れずに納めましょう。

　納付は、金融機関、コンビニエンスストアのほか、クレジットカードやスマートフォン決済も利用できます。

　なお、納付後すぐに継続検査などを受ける場合は、県税事務所や金融機関窓口またはコンビニエンスストアで現金で納付してください。

問い合わせ 県北部県税事務所納税第一班　電話91-0706